

◆箕面市における発達支援の課題について

箕面市における発達支援の課題について、一般質問いたします。

「発達支援」とは、「障害の軽減・改善」を目指した「療育」を発展させて、地域での子どもの育ちや家族の暮らしも視野に入れた生活モデルの支援を目指す概念である、というふうに全国児童発達支援協議会が提唱しています。

発達障害者支援法が施行され、13年が経ちます。発達支援に関する社会の認知度が高まるとともに、2016年には法改正がおこなわれ、発達障害児の早期発見と、幼少期からの適切な発達支援を目指すものになりました。

法律は「発達障害への理解と促進」「発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進」を目指し、医療や保健・福祉・教育・労働のすべての分野において支援が行われる必要があります。都道府県市町村が責任を持って施行することを義務づけています。

さて、発達支援を必要とする子どもの増加にともない、私も、発達支援が必要な子どもやそのご家族、支援に携わる方がたから、日々さまざまな悩みやご意見を伺う機会があります。

本日は、そのような声をまとめて、課題と思われる課題について、3項目にわたり質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1項目目として、就学前の発達支援について、お聞きします。

支援児の受け入れ体制について伺います。現在、公立保育所、公立幼稚園における支援児童の受け入れ数はどのようになっているのでしょうか。また私立の保育園や幼稚園数（認定保育園を含む）と、支援が必要な子どもたちの受け入れ状況についても教えてください。また、重度のお子さんの受け入れ状況はいかがでしょうか。

<答弁(1)－①>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、「支援児童の受け入れ状況」についてですが、本年12月1日時点の支援児童の受け入れ人数は、公立保育所33名、公立幼稚園25名、民間保育園27名、私立幼稚園25名、認定こども園22名の合計132名、そのうち重度障害の児童は、公立保育所9名、公立幼稚園3名、私立幼稚園1名の計13名です。

以上でございます。

子ども・子育て支援計画におけるサービス提供量には、就学前保育・教育サービスの提供量が示されていますが、0歳児から5歳児までの各サービス必要量の中には、発達支援の必要量が示されていません。今議会では、第4次箕面市子どもプラン策定に向けたアンケート実施の補正予算が可決されましたが、次期プランのサービス提供量には、支援が必要な子どもの数も、子育て支援として計画に位置付けた方が分かりやすいと考えますが、いかがでしょうか。

<答弁(1)－②>

「第四次箕面市子どもプランに支援が必要な子どものサービス必要量や提供量等を位置づけること」について、ご答弁いたします。

「第四次箕面市子どもプラン」は、子ども・子育て支援法に基づき、保育所などの就学前保育・教育サービスや学童保育などの「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込みと提供体制の確保について、障害児を含むすべての児童を対象に定めることとされています。

本市では、障害の有無に関わりなく、すべての児童が、等しくサービスを享受できることを前提としており、支援の必要な子どもだけのサービス必要量等を位置づける必要はないものと考えています。

以上でございます。

子ども・子育て支援法では、地域の状況に応じて、各自治体が独自に計画を策定することになっています。現状では、療育については障害福祉計画に示されていますが、その情報を子どもプランに反映させていくことは意義があると考えます。保育・教育・福祉を一元化し取り組んできた箕面市としては、整合性があるのではないのでしょうか。加配保育士・教員の数について見通しを立てていくためにも是非ご検討ください。

さらに、公立保育所において、1歳児保育の保育士体制が幼児5人から6人になったことで、支援児の受け入れに支障をきたすのではないかと。あるいは、保育士の負担が増え、保育士不足や質の低下を招くことにならないかと、との懸念が根強くあります。今議会の文教常任委員会での質疑では、対数の変更により来春には約8名の子どもを受け入れることが可能になることのことでした。待機児童対策の観点からは一定評価できるものの、一方のデメリット要員については、委員会答弁にあった「アルバイト・パート等の増員」により、払しょくされると考えてよいのでしょうか。

<答弁(1)－③>

公立保育所の1歳児の保育士対数の変更による影響」について、ご答弁いたします。

公立保育所では従前から、保育士対数に基づき配置する保育士とは別に、支援が必要な児童がいるクラスに加配保育士を配置していることから、1歳児の保育士対数変更により支援の必要な児童の受け入れ数や保育士の負担が変わることはありません。

以上でございます。

保育対数は子どもの状況により、2人や3人になることもあります。保育所の雰囲気にも変化があれば全く影響を受けないとは必ずしも言い切れないのではないのでしょうか。

次に、私立幼稚園において、入園途中で、手に負えないので退園を余儀なくされる、というケースの有無についてお伺いします。こういう例はあるのでしょうか。もしあるならどのくらいの件数が発生しているのでしょうか。また、その原因は何にあるとお考えのでしょうか。

<答弁(1)－④>

「私立幼稚園において、入園途中で退園を余儀なくされるケース」について、ご答弁いたします。

私立幼稚園の入退園について、市が関与する権限がありませんので、ご質問にあるようなケースにつ

いて、市では把握していません。

以上でございます。

箕面市内で、実際に、発達障害のある子が入園途中で退園させられたという例があると聞いています。ただいまのご答弁では、公立幼稚園については市が把握しているけれども、民間の幼稚園については大阪府の所管なので知らない、ということですね。

行政の縦割りだからといってしまえばそれまでですが、どの子どもにも適切な支援が行き届くために、大阪府との連携を図って、私立(わたくしりつ)幼稚園における発達支援の状況も把握していただきたいと、要望いたします。

次にあいあい園や発達相談「ゆう」について質問いたします。

あいあい園では、療法士による言語訓練や作業療法等の訓練は、いつでも受けることが可能でしょうか。個別相談についても、いつでも相談できる体制でしょうか。

保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の人員体制はどのようになっていますか。

また、発達相談「ゆう」では就学前の子どもを対象に、子どもの発達や療育など育児上で気になる点について、臨床心理士に相談することができる、ということになっていますが、保護者に困りごとがあって相談したいときに、スムーズに行える体制になっているでしょうか。

<答弁(1)－⑤>

「あいあい園及び発達相談『ゆう』の状況」について、ご答弁いたします。

まず、あいあい園の利用人数ですが、平成29年度は117名のかたが利用されています。

次に、あいあい園における療法士による訓練等の状況についてですが、日常行っている集団保育プログラムに療法士が加わる「合同療育」を週3日行っています。このなかで療法士が個々の子どもたちに合わせて直接言葉かけを行ったり、姿勢保持やスムーズな動きができるように関わっています。加えて療法士による個別訓練を保護者の希望をお聞きしたうえで、年に2～3回実施しています。

あいあい園の人員体制は、保育士6名、看護師1名、理学療法士2名、作業療法士2名、言語聴覚療法士2名、事務担当1名の計14名で、療法士については、児童発達支援サービス以外の訓練にも従事しています。

次に、発達相談「ゆう」で実施している、臨床心理士による発達相談についてですが、平成29年度は、面談713回、訪問553回、電話相談167回となっています。

発達相談の流れについては、保護者が初めて相談を希望され面談するときは、基本的に1～2週間以内に予約が取れるように調整しています。

相談の対象となるお子さんが保育所等に所属されている場合には、初回相談以降の対応として、相談日から1か月以内にお子さんの所属する保育所等を訪問し、集団活動の様子等を確認した上で、保護者にその様子を伝えるとともに再相談も受けています。

なお、相談の予約日の調整については、保護者から相談のご希望をいただいてから、できるだけ早期に相談日の設定を行っています。

以上でございます。

あいあい園には117人が登録されており、1日の受け入れは30人となっています。3クラスなので、最大で10名の子どもが1つの部屋で集団保育を受けることとなりますが、そこには保育士が2人と聞いています。また週に3日は「合同療育」というものがあり、これにはさらに療法士が1人加わるとのことです。療育が必要な子ども10人に対して、2人から3人の体制で、本当に適切どころレーニングが行えるのでしょうか。療法士による個別訓練も年に2~3回では、あまりに少ないと思います。

あいあい園に通っておられた保護者からは、「期待していたような訓練がなかった」「ほとんど通う意味がなかった」という声をしばしば耳にします。もちろん全ての方の感想ではなく、ご担当の職員のみなさんは、寄り添っていただきできるだけのことをしていただいているとは思いますが、人員体制の見直しをはじめ、療育の在り方も再検討の必要があるのではないのでしょうか。

今回は課題提起とさせていただきますが、今後も議論させていただきたいと考えております。

次に就学前の子育てが難しい時期に、支援が必要な子どもを育てること、とりわけ重度の子どもの育児はとても過酷であるといえます。このようなときに、同じような経験をしている親同士が交流する場があれば、少なからずお互いに支え合いができると思われれます。就学後については親同士の交流組織や場所がありますが、就学前についてはいかがでしょうか。市はこのような親同士の交流や集いの場づくりの支援を行うことについて、どのようにお考えでしょうか。

<答弁(1)ー⑥>

「保護者の交流等に対する支援」について、ご答弁いたします。

まず、支援が必要な就学前児童を養育する保護者が交流する場等の有無についてですが、あいあい園において月1回、保護者の交流タイムとして自由に交流する場を設けています。また、保護者の自主的な取り組みとして、あいあい園を卒園された児童の保護者が、あいあい園通園児の保護者以外の方も参加できる交流の場を開催されています。

次に、これらの場づくり等に対する市の支援についてですが、これまで、保護者から交流の場の設置などについて要望等はお聞きしていませんが、今後お問い合わせいただいた場合には、丁寧にご相談に応じるとともに、引き続きあいあい園における交流タイムを充実させたいと考えています。

以上でございます。

2項目目に、児童発達支援・放課後等デイサービス事業について質問いたします。

厚労省は、2015年に「放課後等デイサービスガイドライン」、2017年には「児童発達支援ガイドライン」を策定し、就学や就学前の子どもたちへの発達支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを示しました。

障害児通所支援等事業所の状況は新規参入が相次ぎ、昨年度の厚労省の調査結果では、放課後等デイサービス事業所数は約1万1千、児童発達支援事業所は約6000となっています。また利用実人員については、昨年9月の1か月の数値で、放課後デイが約22万6600人、児童デイは約9万1300人です。さらに利用者1人あたりの1か月の利用回

数は、放課後等デイサービスが6.9回、児童発達支援サービスは5.7回です。

箕面市でも本年11月末現在で、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所は29ありますが、利用状況はどのようになっているのでしょうか。

個々の子どもたちにとって必要なサービスが提供されるデイを十分に利用できている状況になっているのでしょうか。

<答弁(2)－①>

「児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の利用状況」について、ご答弁いたします。

まず、利用状況についてですが、当該事業所の管轄である大阪府に確認したところ、「個々の事業所の利用状況については把握していない」との回答がありました。

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が提供する療育内容や個別プログラムなどは事業所ごとに違いがあることから、保護者は、子どもに合った事業所を選択し利用されています。現在、ほぼ待機なくご利用いただける状況にはありますが、中には、希望する特定の事業所に空きがなく利用できない場合がありますので、同様のサービスを提供している事業所を市から案内しています。

以上でございます。

障害児通所支援事業所の利用状況について、府も箕面も知らない、ということで驚きました。個々の事業所の詳細な利用状況は分からないとしても、厚労省のデータがあるということは、元になったデータがあるはずだと思います。また、市内で待機されているケースもあり、良い療育を行っている事業所には希望者が多くなります。事業所の質を上げていくことが課題だと考えます。

今年、新聞社が放課後等デイサービスについておこなったアンケートでは、約7割にあたる49の自治体が、事業者の支援の質について「まだ十分でない」と回答したと紹介されていました。「生活能力の向上のための訓練を行わず、単なる預かりに近い状況の事業所がある」「地域のネットワークに参加せず、事業所同士のつながりがないため、客観的な自己評価ができない」など、なかには障害の軽い子どもばかりを集めて十分な支援をせず、テレビを見せるだけなど、「利潤追求だけの事業所が増えている」との指摘もきかれます。多くの自治体では児童デイや放課後デイの意義や目的に対する事業者の意識や、地域や学校との連携不足等、課題があると考えているようです。一人ひとりに沿った適切な訓練が提供されていない事業所もあるようです。

箕面市内の事業所の状況はどのように把握されているのでしょうか。市教育委員会は、児童および放課後デイサービスの現場をどれくらい見ておられますか。また保育所(園)・幼稚園・学校が現場を見ているのかどうかについては、どのように把握されているのでしょうか。

<答弁(2)－②>

事業所の訓練等の状況把握」について、ご答弁いたします。

まず、市では、年2回、市内全ての事業所を対象に「障害児通所支援事業所交流会」を実施し、事業所の訓練内容等の情報を得るとともに、新規事業所の開所時や1日体験会等、様々な機会に施設に赴き、運営状況を確認するなど、日頃から事業所の状況把握に努めています。

保育所、幼稚園、学校では、保護者の了解を得て、職員が児童が通っている児童発達支援事業所を訪問し、訓練の見学や児童の状況の把握、施設職員との情報交換等を行っています。逆に、児童発達支援事業所の担当者が保育所等を訪問し、保育所等での利用児童の様子を見学する場合があります。

また、学校と放課後等デイサービス事業所との連携について、平成28年度に国の「放課後等福祉連携支援事業」を受託し、具体的な連携方法などを取りまとめ、学校の教職員や放課後等デイサービス事業所へ周知し、連携を図っています。

以上でございます。

ありがとうございます。市教委が主導で事務所間の交流の場を設けておられる、とのことで、今後も期待したいと思います。ただ、運営状況の把握については、やはりもっと現場を見ていただくよう、要望いたします。

次に、事業所のあり方に関することについて伺います。

箕面市では、一人ひとりの子どもに個別療育を行うために、保護者の要望を考慮した個別支援計画をきちんと作成している事業所はどれくらいあるでしょうか。

<答弁(2)－③>

「保護者の要望を考慮した個別支援計画を作成している市内の事業所数」について、ご答弁いたします。

個別支援計画は、厚生労働省令において、その作成とその内容に対する保護者同意が義務づけされていることから、すべての事業所において適切に作成されていると認識しています。仮に適切に作成されていないことが判明した場合には、大阪府が指導等を行うこととなります。

以上でございます。

法律に基づき、個別支援計画を作成していると思いますが、要はその内容が十分なものであるのか、という点です。実際に現場で支援サービスを提供されている方から、適切な支援計画を作成できていない、という話を聞いたことがあります。こういった課題についても「監査」という意味ではありませんが、現場を見ていただき、注視していただきますようお願いいたします。

次に、事業所の情報提供のあり方について質問します。

市のホームページから事業所の一覧を探すのは簡単ではなく、また各事業所の特徴や具体的な内容についても、分かりづらい部分があります。どこのデイに行けばよいのか、子どもに合う事業所を探すのに苦労した、という声をたくさん聴きます。それぞれのサービス内容の違いや目指す支援についての情報提供をしっかりとおこなっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

<答弁(2)－④>

「保護者への事業所に関する情報提供」について、ご答弁いたします。

市内事業所等の情報は市ホームページに掲載するとともに、支給申請や窓口等で相談があった場合には、事業所一覧や事業所のパンフレットを提供しています。

また、ご希望があれば、個別事業所の訓練内容や特徴などについて、より詳しい情報を提供していま

す。

以上でございます。

事業所の一覧だけでは選びづらいのが現状です。パンフレットの無い事業所もありますし、ホームページを見ても提供される支援の様子は分かりにくいと思います。市教育委員会が提供される情報源は媒体からのものが多いと聞いていますが、やはりできる限り現場を見て、把握をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、ここで提案ですが、例えば夜の7時半くらいにならないければ保育所等に迎えに行けない保護者の代わりに、療育を行う児童デイの事業所が、昼過ぎごろに保育所に子どもを迎えに行き、療育・訓練等を行ったあと、3時か4時ごろに保育所へ戻すということは可能でしょうか。このことにより、子どもは適切なトレーニングができるし、保護者にとっても安心ではないかと考えますが、いかがでしょうか。現在のところ、箕面市内でこのような取り組みを行っている事業所はない、と伺っていますが、今後の検討の余地はいかがでしょうか。

<答弁(2)－⑤>

「保育所での保育時間中に事業所で訓練を受けること」について、ご答弁いたします。

現行制度において、保育所入所児童が児童発達支援サービスを併用することについて、特段の制限はなく、個々の児童の状況や保育所、児童発達支援事業所双方の個別支援計画に基づき利用調整が行われています。

特に、保育所の昼過ぎから夕方までは、給食の後、午睡する時間帯となり、午睡は、保育所の児童のみならず乳幼児にとって成長の促進や健康の維持、生活リズムをつくるうえで欠かせないものであることや、実際に午睡の途中で起こされて児童発達支援サービスに連れて行かれ、また保育所に戻されることで、児童本人がパニックを起こしたり、それによって保育自体に支障が生じているようなケースもありますので、個々の子どもの状況に応じて対応しているところです。

以上でございます。

午睡については個人差があり、30分の子もあれば、2時間ほど寝る子もいます。一般的に12時から14時が午睡に適していると言われますが、大事なものは、一人ひとりにとって一日を通して良い眠りをどうやって得られるようにしていくか、ということではないかと考えます。

児童発達支援所が保育所に迎えに行き、療育を行った後、また保育所へ戻すということは可能である、と伺いました。先般、市に同様の要望を行った事務所があったようですが、その時には明確な回答がなかったようです。前向きなご答弁を評価したいと思います。

3項目に、その他の課題について伺います。

保育園や幼稚園、学校では、障害のある子どもへの声掛けなどの対応や理解度など、教員によってスキルの差があるといわれていますが、支援学級教員向けの支援やトレーニングはどのように行われていますか？(教員も多忙であり、少人数学級ではない限り厳しいのではないのでしょうか)

また箕面市の発達支援について、どのような課題があり、その課題に対してどのように取り組んでいこうと考えておられるでしょうか。

<答弁(3)―①>

「支援学級教員等への支援やトレーニングの実施と就学前児童に係る発達支援の課題とその取組み」について、ご答弁いたします。

まず、保育所においては、支援保育に関わる公民保育所の職員が参画する支援児保育研究部会において、支援保育の実践事例等に関する情報共有や個別の支援計画の立て方、具体的な支援の方法、支援児を含めたクラスづくり等についてグループ討議などを交えながら学び合いの機会を設けスキルアップを図っています。幼稚園においては、支援担当職員が支援教育研修会や支援担当研修会等に参加し、支援教育における理論や方法について学んでいます。

また、毎年、市が公民保育所・幼稚園、認定こども園等の職員を対象とした全体研修会を実施するとともに、市の発達相談担当職員が公民保育所、幼稚園を巡回し、個々の児童に寄り添った支援の方法等について助言、相談を行い、支援保育・教育の充実に努めています。

学校では、毎月1回、各学校の支援学級担任教員が参加する支援教育担当者会を開催し、児童生徒の情報共有や支援方法等についての研修を実施し、相互研鑽に努めています。また、通級指導教室担当教員が学校を定期的に訪問し、子どもへの接し方等の具体的な助言・指導をするなど、学校現場でのOJTを実施するとともに、専門的な知識・技術の習得のため、毎年4回、児童生徒の理解や障害についての知識や支援の方法などについての研修会を開催しています。

次に、本市の就学前児童に関する発達支援の課題とその対応についてですが、市内全ての就学前教育・保育施設でより質の高い支援保育、教育の提供が必要と考えており、引き続き、職員のスキルアップに寄与する取り組みが必要です。また、できるだけ早期の療育開始が重要であることから、乳幼児検診時の状況把握とその後の関係機関との連携強化を図るとともに、保護者、現在の所属先、小学校、市担当職員等による連携協議や保幼小等の日常的な連携強化を図ることにより、小学校へ円滑に接続していきたいと考えています。

以上でございます。

最後の質問になりますが、発達支援におけるタブレット端末の活用について伺います。箕面市では今年度10月から、小学校では4年生以上の全員に1台ずつタブレット端末が配備されました。また、2020年からプログラミング教育が算数の時間に組み込まれ、必修となる予定です。私は先日、子ども向けのプログラミングソフトを試す機会を得ましたが、集中力に欠ける子どもでも、楽しく活用できるという点がよく理解できました。

そこで、例えば障害のために板書を写すという作業がやりづらい子どもにとっては、このタブレットの活用で授業参加が劇的に楽になり改善される、と言われていています。発達支援用教材に特化して、小学校3年生でもタブレットを活用できれば、とても有効だと考える専門家のご意見も聞きました。ぜひ、柔軟に考えて導入を検討していただけないでしょうか。教育委員会の見解を求めます。

<答弁(3)―②>

「発達支援におけるタブレット端末の活用」について、ご答弁いたします。

タブレット端末を配備するにあたっては、もとより発達支援への効果も視野に入れて進めています。

支援学級在籍児童のうち、1人1台配備の小学校4年生～6年生以外の児童生徒についても、教室や支援学級教室で共用タブレット端末を活用する環境を整え、一部の支援学級や通級指導教室の個別指導において、読み書きが苦手な児童が、字の大きさや読むスピードを変えて使用できるデイジー教科書を活用なども行っています。

以上でございます。

ありがとうございました。発達支援用教材として、小4未満であってもその子の状態に応じて効果的な活用が可能ならば、活用できる、ということで確認しました。デイジー教科書は小1から中3までの全国で使われている主要科目の教科書が入っていて、音声の読み上げやハイライト機能がついていて、無料で使えるというふうに聞いています。

私の提案は、支援学級や通級教室だけではなく、普通教室で授業を受けるときにも、小学校4年生から6年生以外の学年でも使えるようにしてほしい、というものです。現状ではそのような例はないと聞いていますので、インクルーシブを進めるうえで、是非取り入れていただきますよう、要望いたします。

無償の発達支援用の学習教材ソフトは、他にもたくさんありますので、研究していただいて一人ひとりの子どもたちに応じたものを活用していただきますよう、お願いいたします。

本日は発達支援、とりわけ就学前の子どもたちへの支援にかかわる質問をいたしました。

さまざまな課題がありますが、まずはもっと現場を知っていただきたいということと、組織体制の問題があり、そのためには、やはり人の確保と、そのための予算化が重要である、ということへいきつきます。発達支援を必要とする子どもたちには、適切な療育が必要です。次世代を担う子どもたちへの支援を強く要望しまして、私の質問を終わります。